

清里町

第2期子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

# 目 次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	2
3. 他の計画との関係 .....	3
4. 計画の期間 .....	3
5. 策定体制 .....	3
6. 制度改正のポイント .....	4
<b>第2章 本町の現況</b> .....	<b>6</b>
1. 人口等の状況 .....	6
2. 子ども・子育てを取り巻く環境.....	10
3. 各種調査結果 .....	13
4. 第1期計画の評価 .....	20
<b>第3章 子育て支援の基本理念と基本視点</b> .....	<b>21</b>
1. 基本理念 .....	21
2. 基本視点 .....	21
3. 施策の体系 .....	22
<b>第4章 子育て施策の展開</b> .....	<b>23</b>
1. 母子保健事業 .....	23
2. 幼児期の教育・保育の事業 .....	26
3. 学童を対象とした事業 .....	27
4. 子どもの貧困対策に関わる事業.....	29
<b>第5章 計画の目標値等</b> .....	<b>30</b>
1. 教育・保育の提供区域の設定 .....	30
2. 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の推計の考え方 .....	30
3. 教育・保育及び地域型保育の量の見込みと提供体制の確保内容とその実施時期.....	34
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容とその実施時期 .....	35
5. 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供の推進 .....	40
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	41
<b>資料編</b> .....	<b>42</b>
○子ども・子育て支援事業計画策定協議の状況.....	42
○清里町健康・子育て計画策定審議委員会委員名簿.....	42

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の背景

我が国では、出生数や出生率の低下に伴う少子化が進行しており、平成27年の国勢調査では、初めて総人口の減少が確認されることとなりました。また、厚生労働省発表による人口動態統計では、平成30年の自然減が44万4070人と初めて40万人を超え、合計特殊出生率は1.42と3年連続で低下しています。少子化に伴う人口減少は、今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており、国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、令和35年（2053）年には1億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化により、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあり、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が15歳～49歳までに産む子ども数の平均）が1.57と判明したところから始まりますが、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て新制度」（以下、「新制度」。）を平成27年4月に施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

清里町においては、平成27年度以降は新制度に基づき、「清里町子育て支援計画」の実施評価や子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、本町の子どもを取り巻く現状と今後の方向性を明確にし、新たに「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て施策を総合的に推進してきました。

この計画は、現行の「清里町子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度をもってその計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取り組みを振り返るとともに、国や道の動向、社会情勢等を踏まえ、今後の清里町における子ども・子育て支援の一層の推進を図るために策定するものです。

## ◆子ども・子育て支援法（抜粋）◆

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

## 2. 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第61条では、『市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。』と規定されています。本計画も内閣府から示された「基本指針」に即して、「教育・保育提供区域」ごとの各年度の「教育・保育給付」の需要量の見込み、「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込み、それらの提供体制の確保の内容及び実施時期を定めます。

また、社会的課題となっている子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定が努力義務化されています。

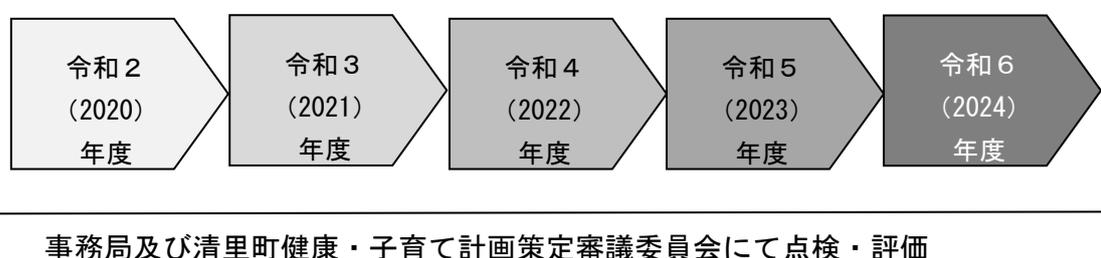
さらに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定を向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在を将来が左右されないよう、規定が強化されていることから、子供の貧困対策を本事業計画に位置づけることとしました。

### 3. 他の計画との関係

平成23年度に策定された「第5次清里町総合計画（平成23年度から令和3年度）」を最上位計画とし「清里町健康づくり計画（平成27年度から令和6年度）」「清里町障がい（児）福祉計画（平成30年度から令和2年度）」との整合性を図り、各計画に示された子育てに関わる理念や目標に基づき各種施策を展開していきます。

### 4. 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、計画期間内に定めた「量の見込み」と「確保の内容」を対比して、乖離がある場合や、その他国などの動向により施策・事業の変更が必要な場合は、「清里町健康・子育て計画策定審議委員会」を年1回以上開催し、委員の意見を聴き、必要に応じて内容を見直すものとします。



### 5. 策定体制

計画策定にあたっては、子育て家庭の現状や意向、関係者との審議など、幅広い意見を計画改定に反映するよう努めました。

#### (1) 子ども・子育てに係る協議の場

本計画の策定にあたっては、町保健福祉課（保健部門・保育部門・障がい部門）と生涯学習課の協議を経て、清里町健康・子育て計画策定審議委員会において、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

##### ①就学前児童のいる世帯、就学児童のいる世帯

本調査は、清里町第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）の策定にあたって、就学前児童のいる世帯、就学児童のいる世帯の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握し、計画づくり基礎資料を得るために実施しました。

（兄弟姉妹のいる世帯は、下の児童年齢による調査）

◆アンケート調査実施概要◆

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童のいる世帯	118	72	61.0%
	就学児童のいる世帯	151	70	46.4%
調査期間	平成31年3月			
調査方法	郵送による配付・回収			

②小学生、中学生、高校生及びその保護者

本調査は、近年、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育て家庭の生活実態や経済状況を把握し、より効果的な子育て支援策を検討することを目的に実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	清里町在住の小学校 5・6年生児童	54票	27	50.0%
	清里町在住の中学生 (1年生～3年生)	95票	50	52.6%
	清里町在住の高校生 (1年生～3年生)	107票	48	44.9%
	清里町在住の小学生 (5年生・6年生)、 中学生(1年生～3年 生)の保護者	149票	75	50.3%
	清里町在住の高校生 (1年生～3年生)の 保護者	107票	47	43.9%
調査方法	郵送による配付・回収	学校での配付・回収		
調査期間	平成31年3月			

## 6. 制度改正のポイント

第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、「待機児童の解消」、「女性の就業率の向上」、「保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保」、「保護者への寄り添う支援の普及促進」といった方向性が打ち出されています。

また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になるなど、少子高齢化という難題に国を挙げて取り組むこととなっています。

◆幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（抜粋）◆

◆対象者・対象範囲

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等※

○3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化

○0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

※子ども・子育て支援法に基づく地域型保育、企業主導型保育事業も無償化の対象とされている。

(2) 幼稚園の預かり保育

○保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化

(3) 認可外保育施設等

○3～5歳：

保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額(月額3.7万円)までの利用料を無償化

○0～2歳：

保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

○認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

・児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等

・市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等についての必要な法制上の措置 ほか

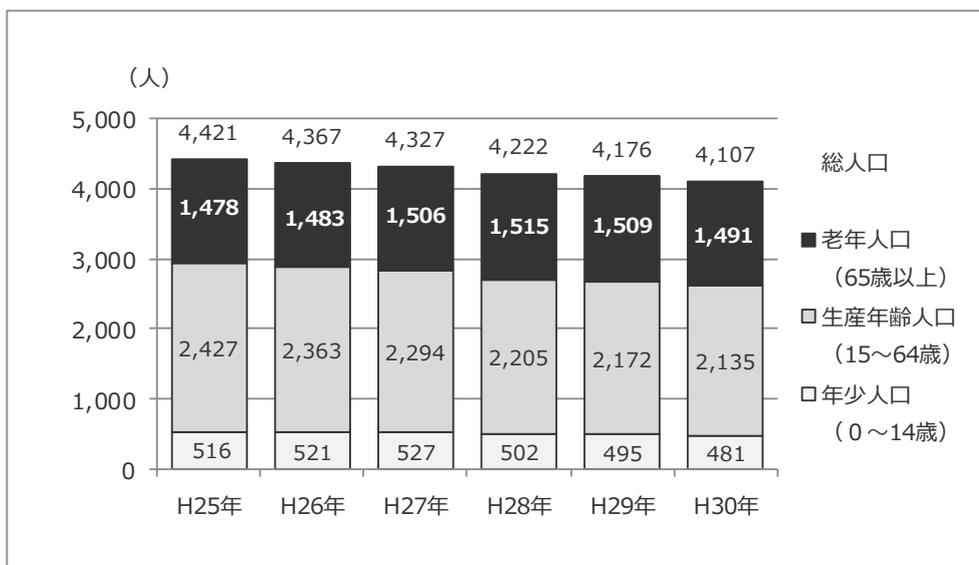
## 第2章 本町の現況

### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

平成25年から平成30年までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移しています。年少人口(0～14歳)については、増加した年もありますが、平成28年以降は減少傾向で推移しています。

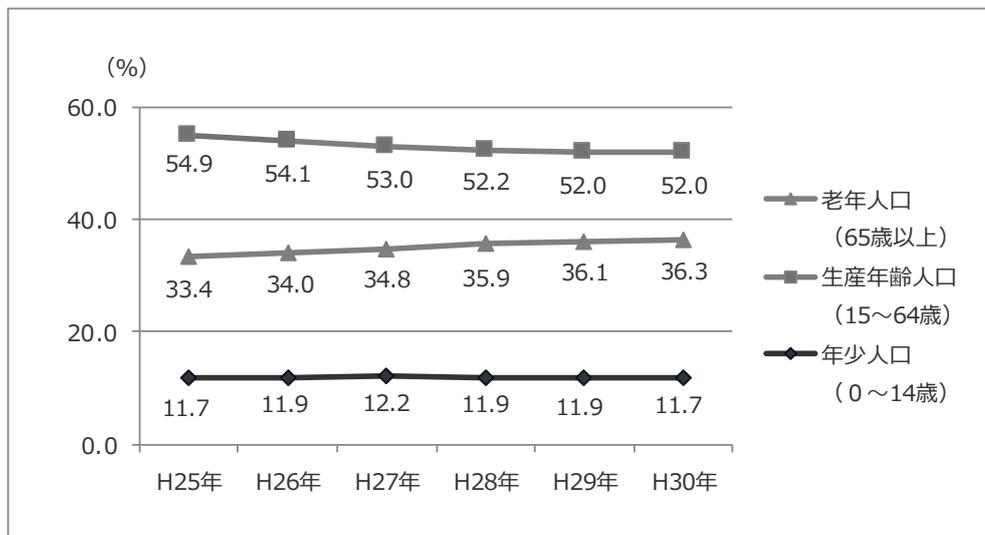
◆年齢3区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合でみると、年少人口割合は現状維持、生産年齢人口割合は減少傾向、老年人口割合は増加傾向で推移しています。

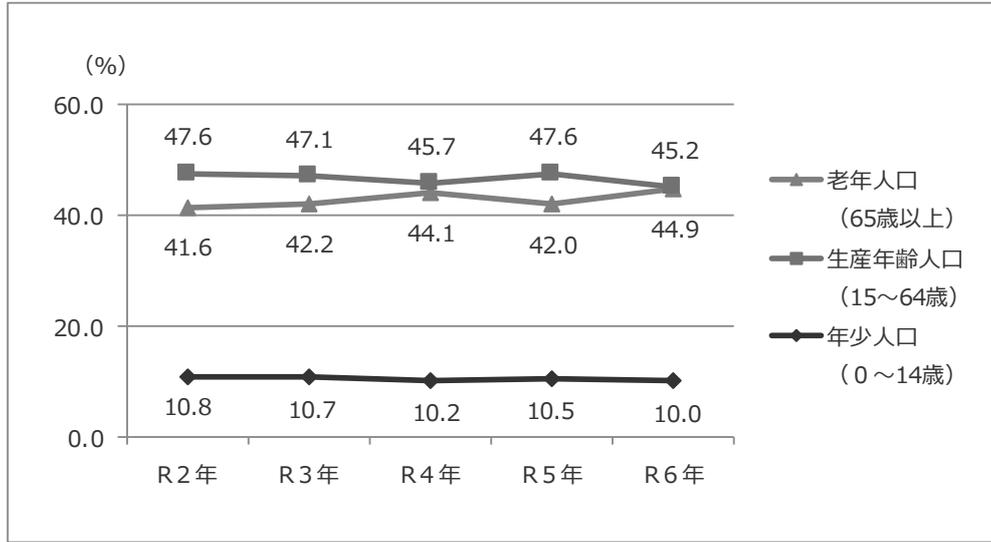
◆年齢3区分別人口割合の推移◆



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

年齢3区分別人口割合の将来推計をみると、年少人口割合は現状維持、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は概ね増加傾向で推移することが見込まれます。

◆年齢3区分別人口割合の将来推計◆

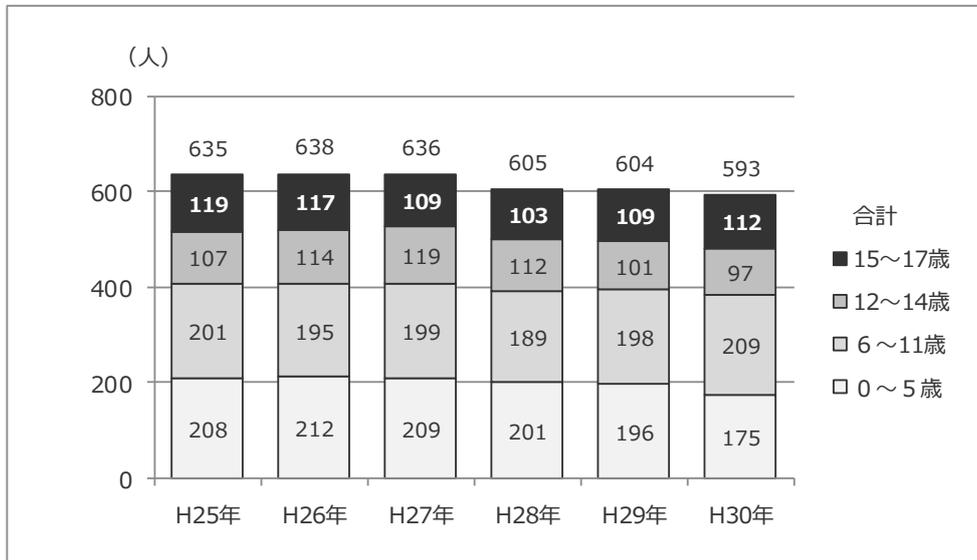


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日）に基づく推計

(2) 子ども人口の推移

子ども（18歳未満）の人口についてみると、増加した年もありますが、全体としては減少傾向で推移しています。内訳でみると、0~5歳の層は一貫して減少しています。

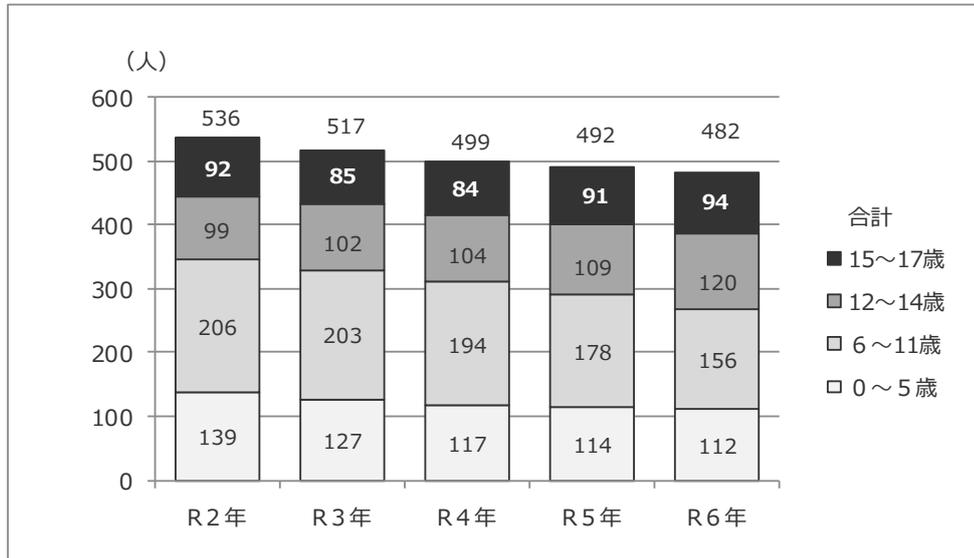
◆子ども人口の推移◆



資料：住民基本台帳人口（各年10月1日）

子ども（18歳未満）の将来推計人口についてみると、全体としては減少傾向で推移することが見込まれます。内訳でみると、12歳～14歳の層は一貫して増加することが見込まれます。

◆子ども人口の将来推計◆

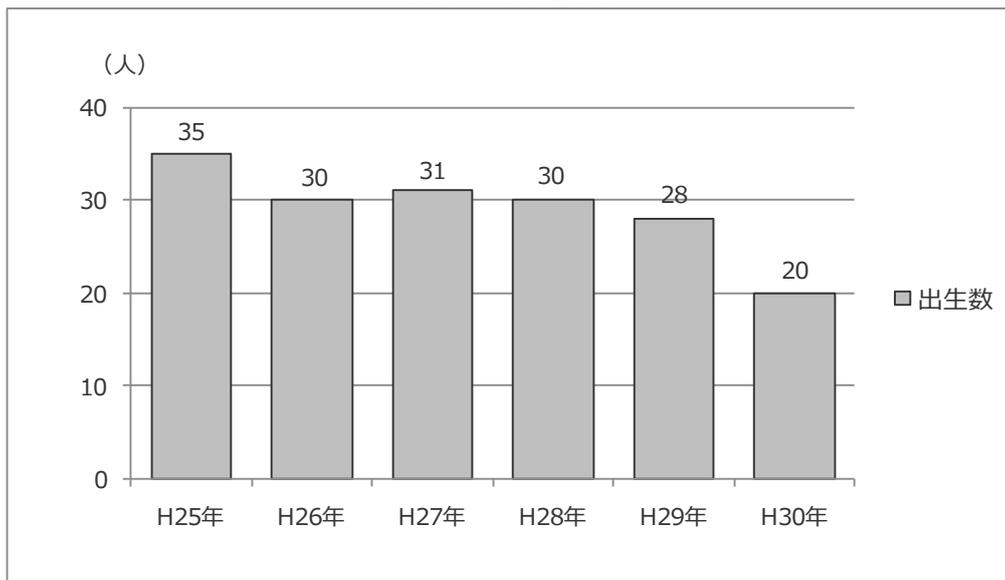


資料：住民基本台帳（各年4月1日）に基づく推計

(3) 出生数の推移

本町における出生数は概ね減少傾向で推移しており、平成30年には20人となっています。

◆出生数の推計◆

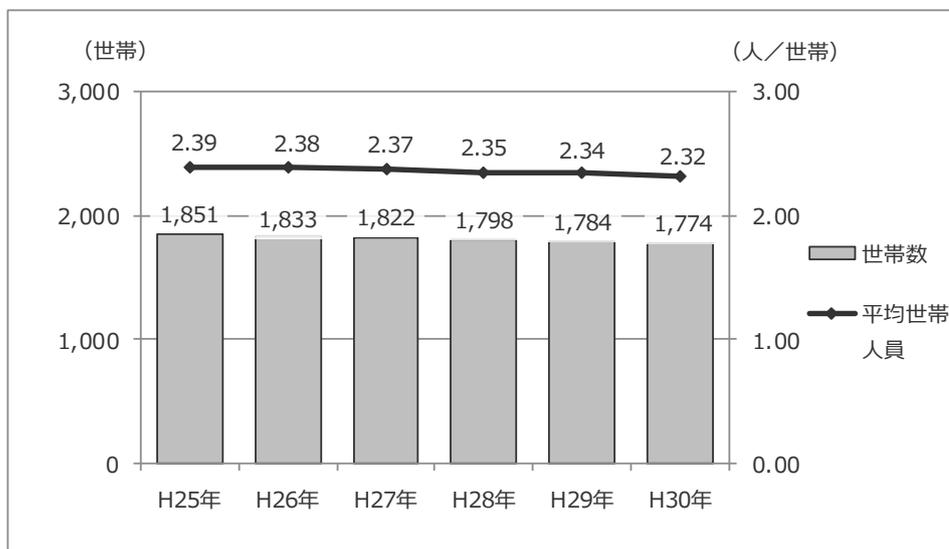


資料：住民基本台帳（各年10月1日）

#### (4) 世帯の推移

本町の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数、平均世帯人員数ともに一貫して減少傾向にあります。

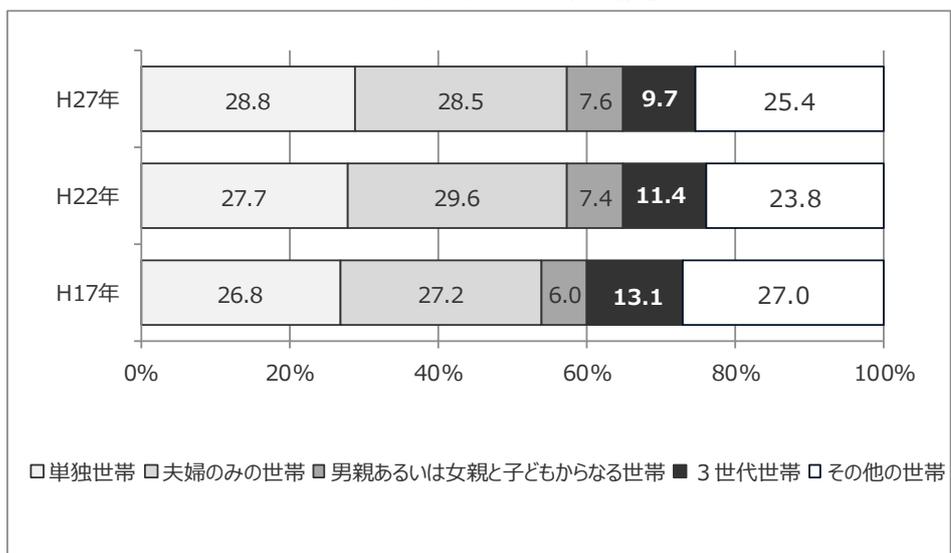
##### ◆世帯数と平均世帯人員数の推移◆



資料：住民基本台帳（各年10月1日）

世帯類型別の比率をみると、平成17年から平成27年において単独世帯、男親あるいは女親と子どもからなる世帯が増加傾向で推移している一方、3世代世帯が減少傾向であることから、核家族化の進行がうかがえます。

##### ◆世帯類型別比率の推移◆

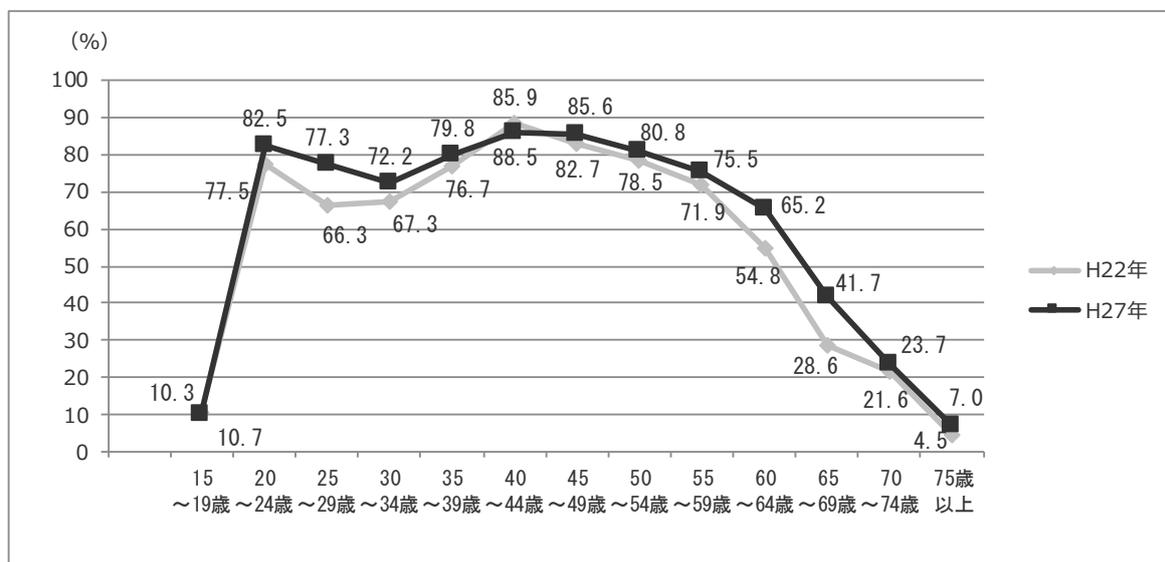


資料：国勢調査

## (7) 女性の年齢別就業率

女性の就業率をみると、結婚・出産の時期に退職して、育児が落ち着いた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和していることがうかがえます。

◆女性の就業率の推移◆



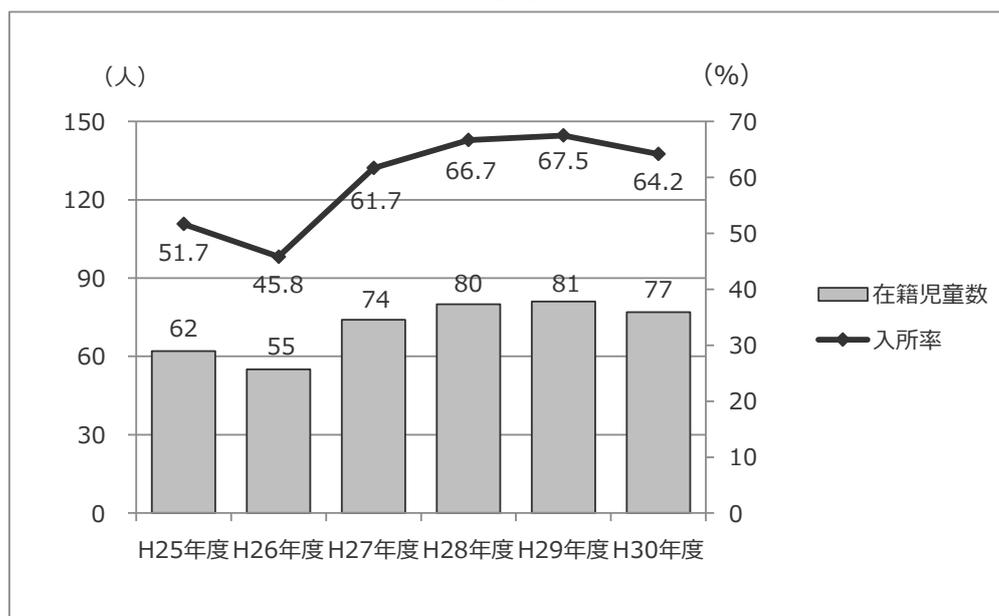
資料：国勢調査

## 2. 子ども・子育てを取り巻く環境

### (1) 保育園の状況

本町における公立保育園は2園で、定員数は120人を維持しています。近年における在籍児童数は80人前後、入所率は、6割台で推移しています。

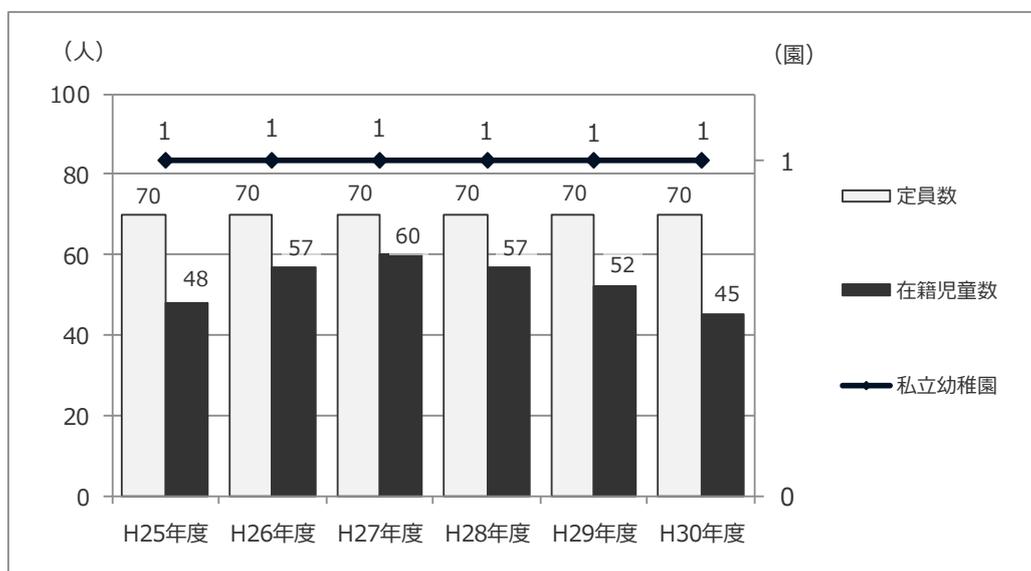
◆保育園の状況◆



## (2) 幼稚園の状況

本町における私立幼稚園数は1園、定員数は70人を維持しています。在籍児童数は近年、概ね減少傾向で推移しています。

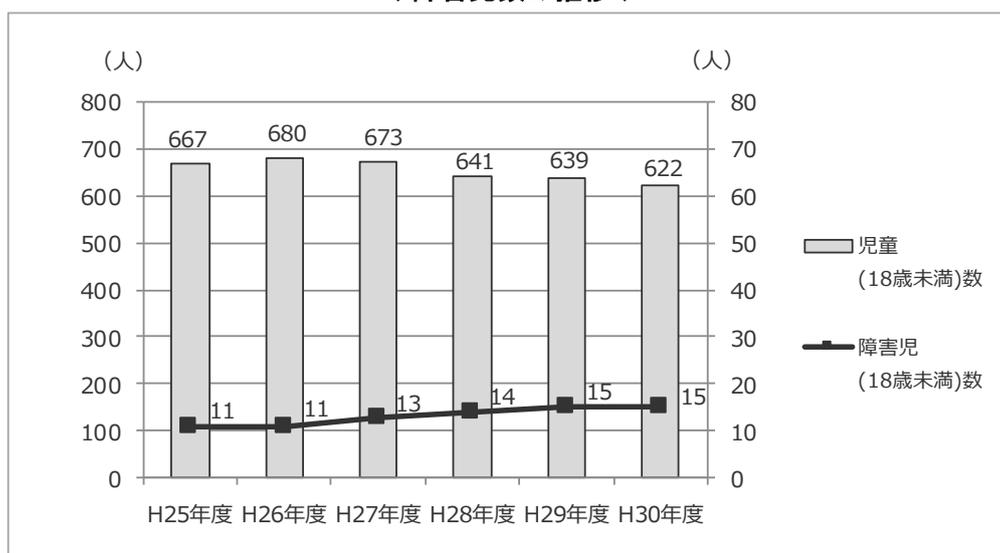
◆幼稚園の状況◆



## (3) 障害児数の推移

本町における障害児数は、児童数が減少するなか、増加傾向で推移しています。

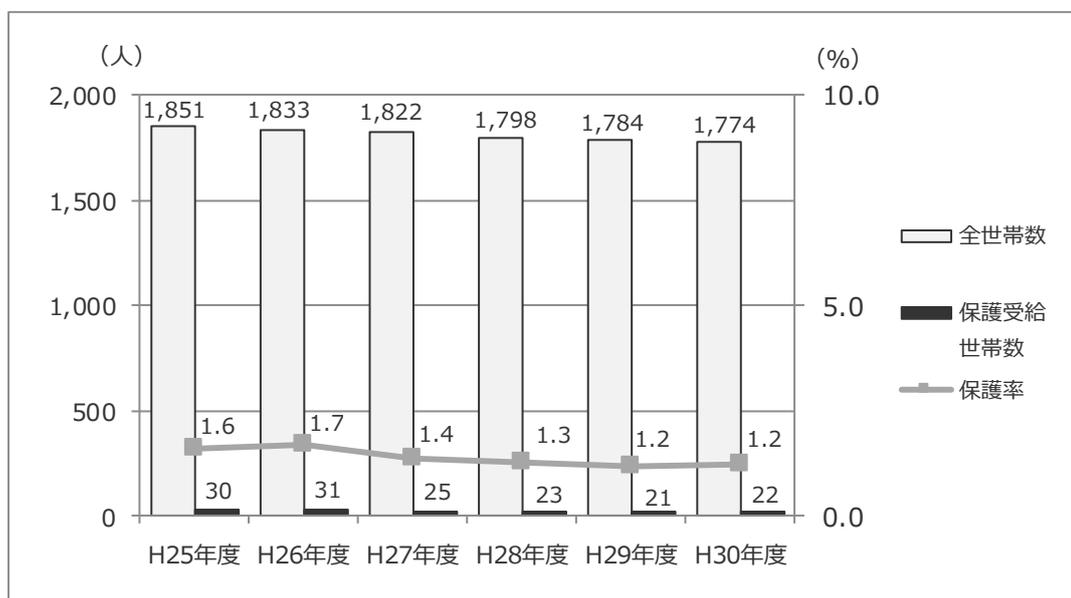
◆障害児数の推移◆



#### (4) 生活保護世帯数の推移

本町における保護受給世帯数及び保護率は、近年において概ね横ばいで推移しています。

◆生活保護世帯数の推移◆



### 3. 各種調査結果

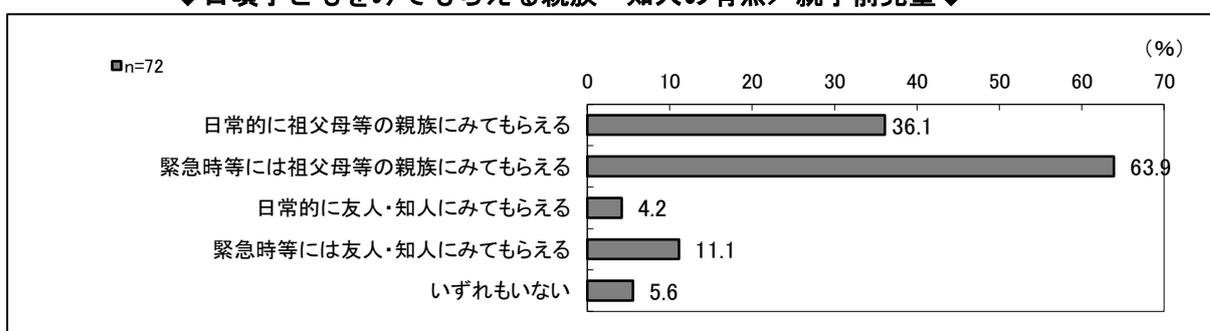
#### 【調査結果（抜粋）】

##### ○ニーズ調査

##### （1）子どもの育ちをめぐる環境について

日頃お子さんを見てもらえる親族・知人の有無については、「緊急時等には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が上位となっており、祖父母等にみてもらえる家庭が多い一方で、「いずれもない」が5.6%となっていることにも留意する必要があります。

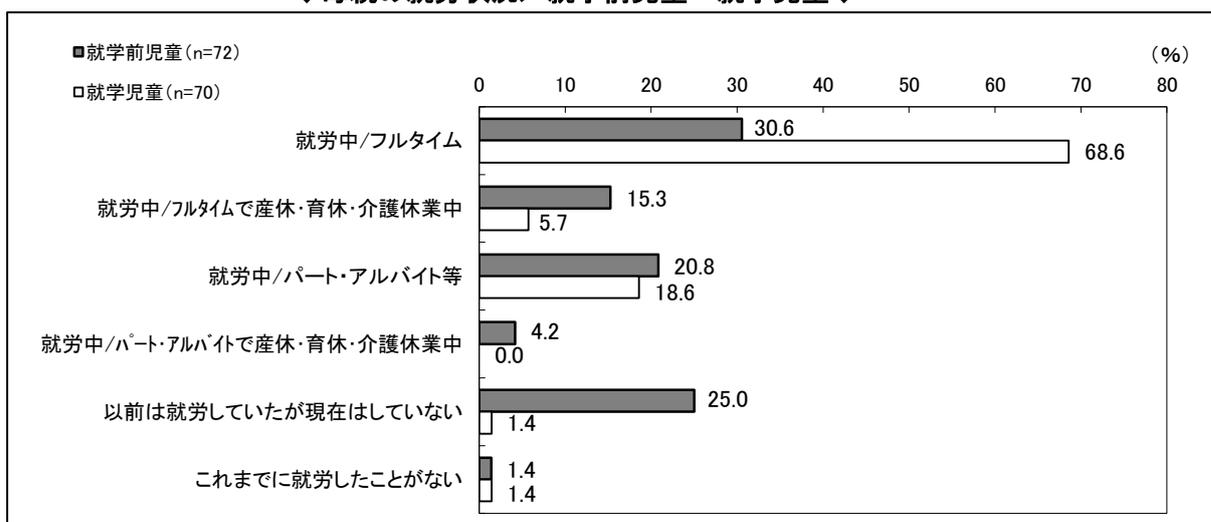
◆日頃子どもを見てもらえる親族・知人の有無／就学前児童◆



##### （2）保護者の就労状況について

保護者の現在の就労状況については、子どもの成長に伴い、就労率が上昇するという傾向がみられます。

◆母親の就労状況／就学前児童・就学児童◆

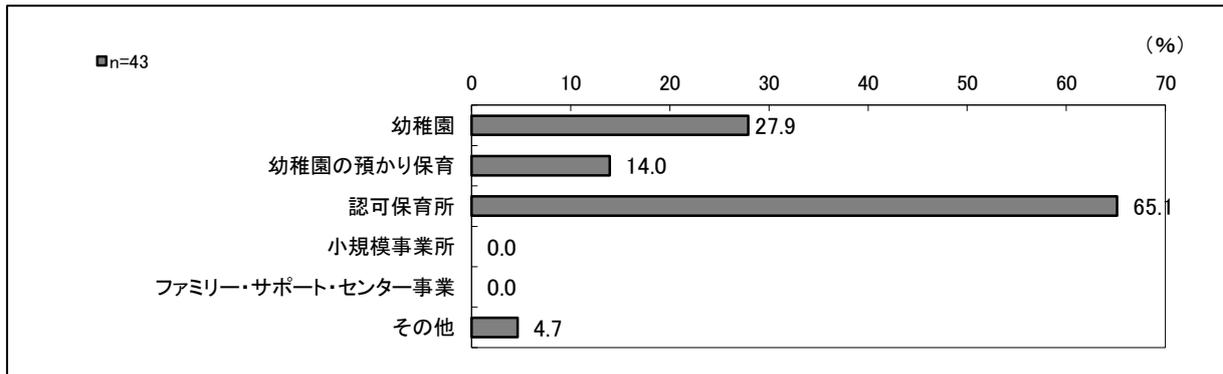


### (3) 保育所・幼稚園等の利用状況・利用意向

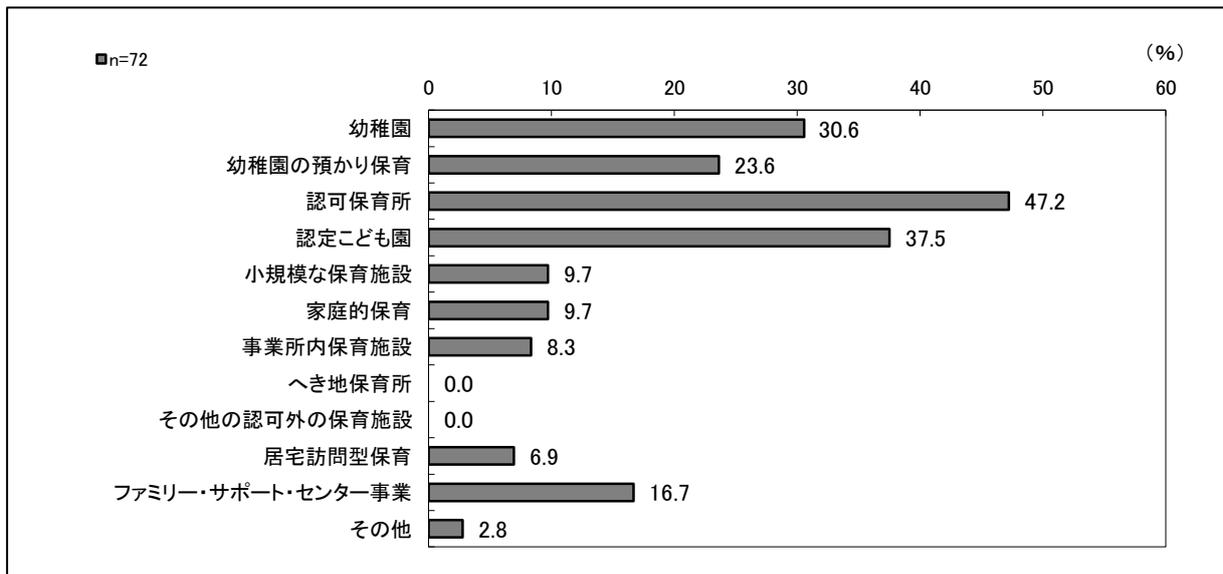
平日に定期的に利用している施設やサービスについては、「認可保育所」が多数を占め、次いで、「幼稚園」が続きます。

利用意向は、最も多い「認可保育所」に次いで「認定こども園」があげられており、これらの利用意向を踏まえた環境づくりが必要です。

#### ◆保育所・幼稚園等の利用状況（現在の利用）／就学前児童◆



#### ◆保育所・幼稚園等の利用状況（今後の利用）／就学前児童◆

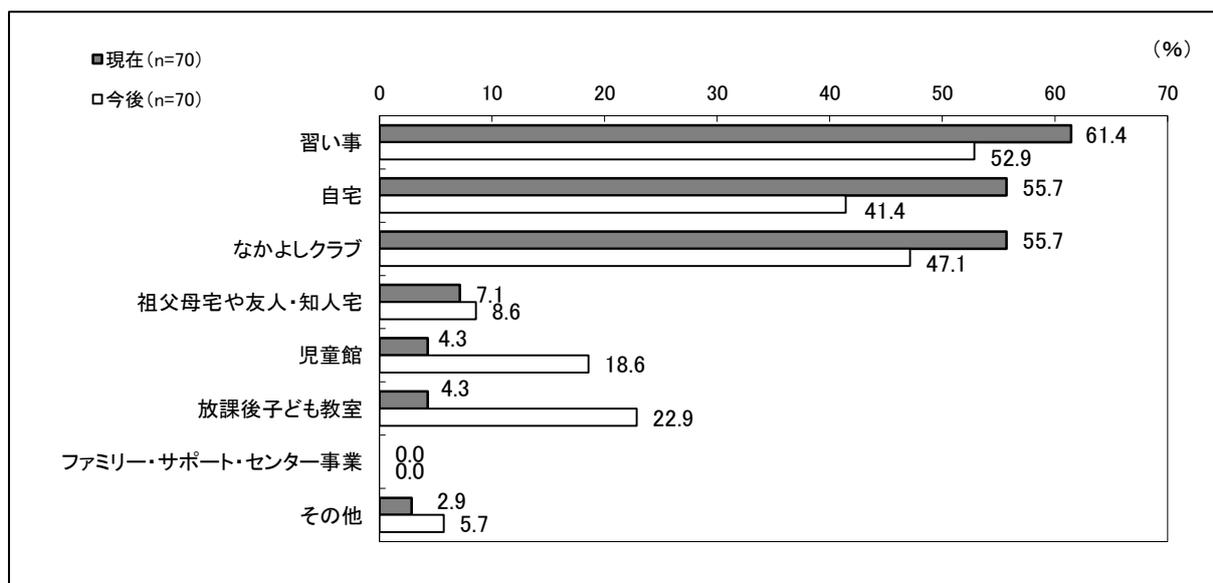


#### (4) 放課後の過ごし方

放課後の時間を過ごしている場所、今後過ごさせたい場所ともに、「習い事」、「自宅」、「なかよしクラブ」が上位となっています。

なお、今後過ごさせたい場所として、「児童館」や「放課後子ども教室」が2割前後にのぼり、現在の利用を大きく上回ります。

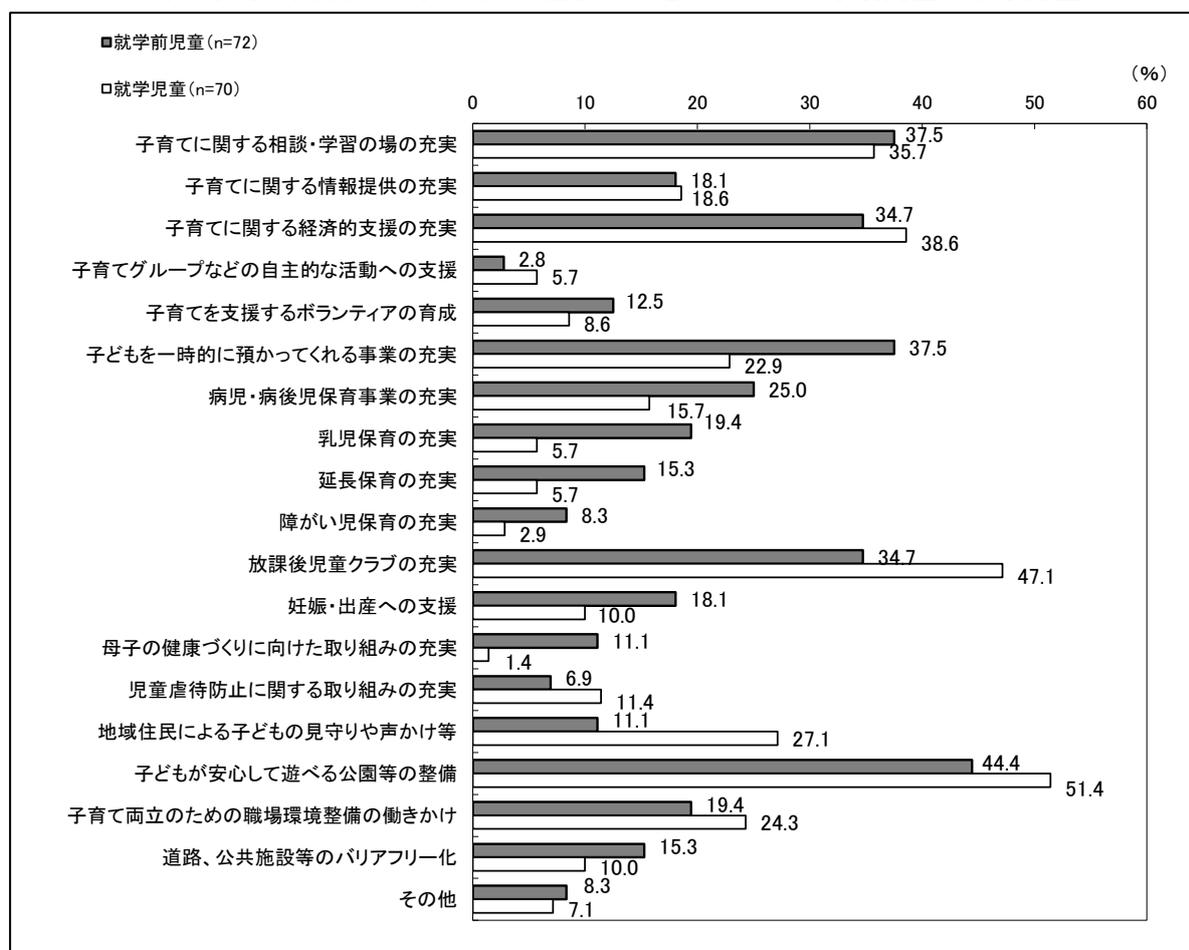
◆放課後の過ごし方／就学児童◆



### (5) 町の子育て支援策で特に期待し重要だと思うこと

就学前児童、就学児童ともに、「子どもが安心して遊べる公園等の整備」が第1位となっていますが、就学前児童では「子育てに関する相談・学習の場の充実」・「子どもを一時的に預かってくれる事業の充実」、小学生では、「放課後児童クラブの充実」、「子育てに関する経済的支援の充実」がそれぞれ上位にあげられており、就学前児と小学生保護者では、町に期待する子育て支援の内容に違いがみられます。

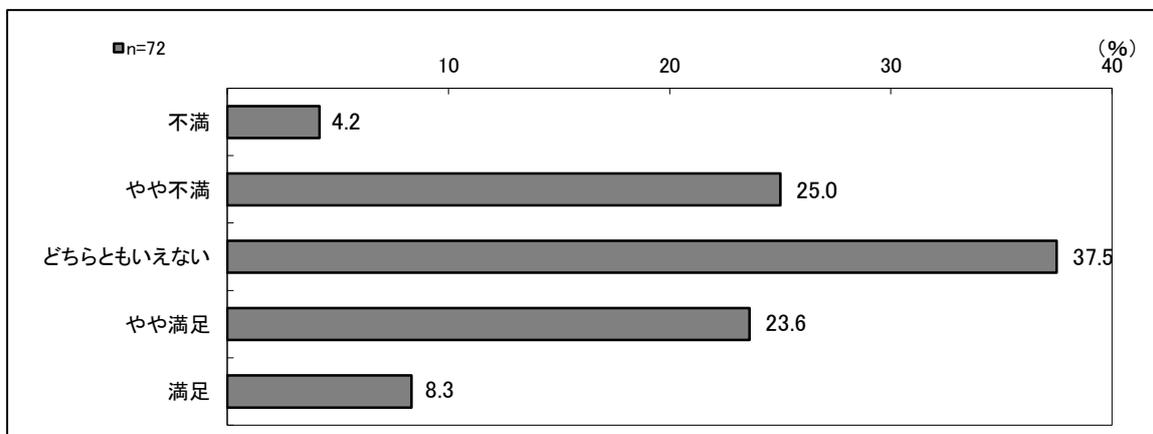
#### ◆町の子育て支援策で特に期待し重要だと思うこと／就学前児童・就学児童◆



## (6) 子育て環境や支援の満足度

“不満”（「不満」と「やや不満」の合計）と“満足”（「満足」と「やや満足」の合計）は拮抗しています。

### ◆子育て環境や支援の満足度／就学前児童◆



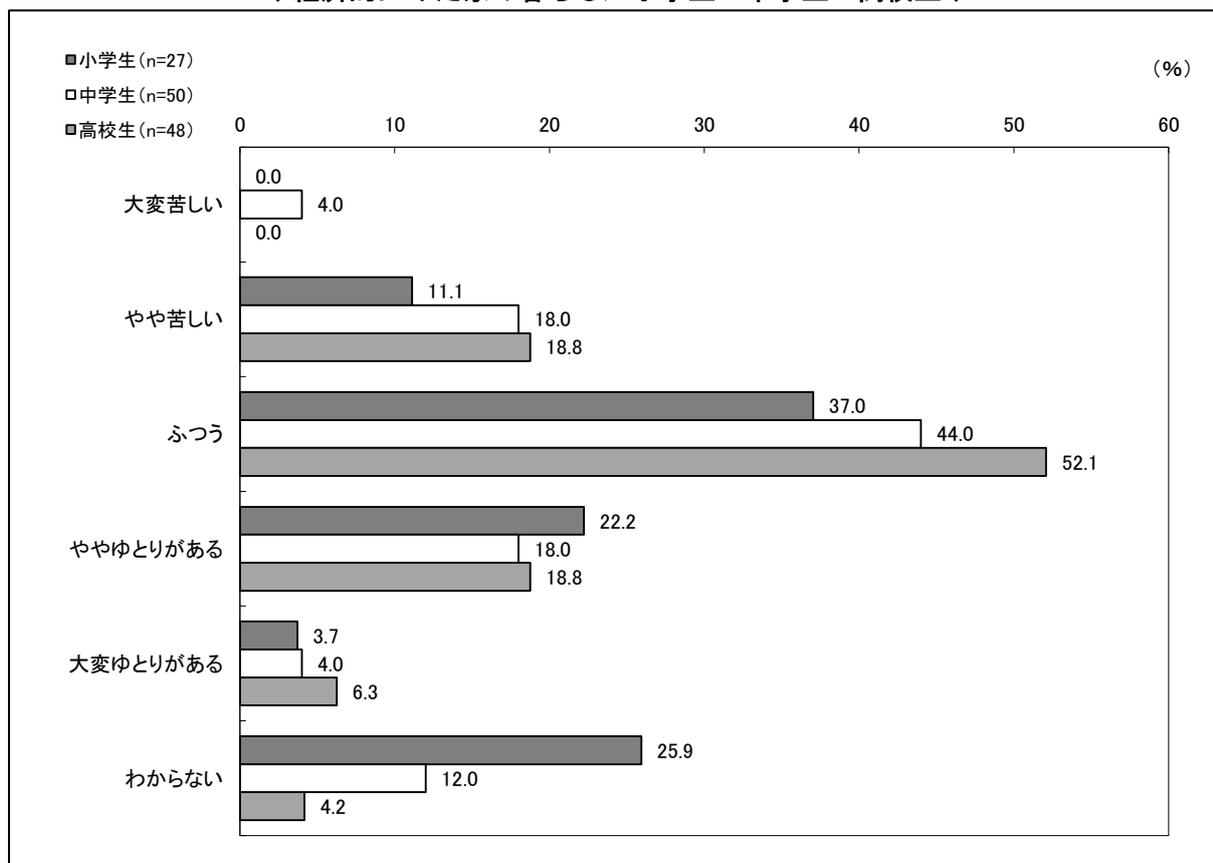
## ○生活実態調査

### (1) 経済的にみた家の暮らし

経済的にみた家の暮らしについては、小学生・中学生・高校生すべてにおいて、「ふつう」が最も多くなっています。

中学生、高校生では「やや苦しい」が2割弱にのぼり、小学生に比べ、経済的に厳しい状況がうかがえます。

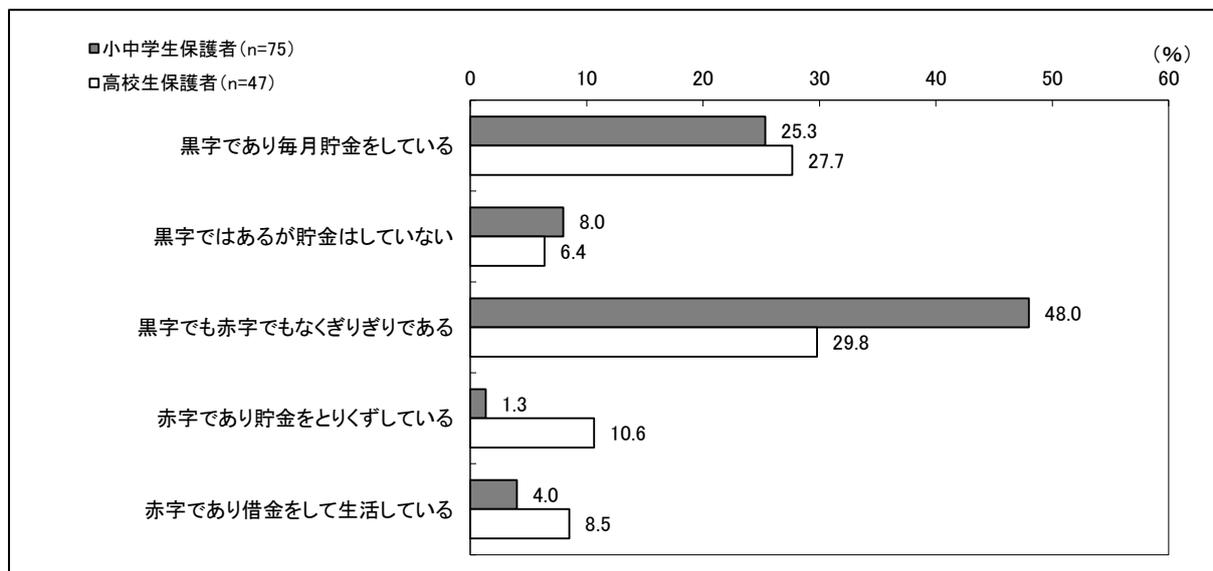
◆経済的にみた家の暮らし／小学生・中学生・高校生◆



## (2) 家計の状況

家計の状況については、小中学生保護者・高校生保護者ともに、「黒字でも赤字でもなくぎりぎりである」が最も多くなっていますが、高校生保護者では、貯金の取り崩しが1割強を占めるなど、家計が厳しい状況がうかがえます。

### ◆家計の状況／小中学生保護者・高校生保護者◆



## 4. 第1期計画の評価

第1期の「清里町子ども・子育て支援事業計画」で掲げた、国が定める必須事業の評価は下記のとおりです。

•教育標準時間認定(幼稚園)	私立幼稚園で定員内での受入を実施し、計画通りに実施することができました。
•保育認定(保育所)	2ヶ所の町立保育所で受入を実施し、その内1ヶ所(清里保育所)は近年は定員を超える入所がありました。計画通りに実施することができました。
•時間外保育事業	平成27年度から保育時間を延長し、時間外保育を実施しました。
•放課後児童健全育成事業(学童保育)	平成27年度から小学校6年生までに対象が拡大されたことに伴い、支援員を確保し受入体制を整備し、計画通りに実施することができました。
•子育て短期支援事業	実績はありませんでした。
•地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	利用者のニーズに合った事業を計画通りに実施することができました。
•一時預かり事業(幼稚園在園児)	共働き家庭などを対象に、在園児の預かり保育事業を計画通りに実施することができました。
•一時預かり事業(在園児以外)	子育てサポートセンター事業により受入を実施していますが、協力会員が減少傾向にあるため、全てのニーズに対応した実施には至りませんでした。
•病児・病後児保育事業	子育てサポートセンター事業により受入を実施していますが、実績はありませんでした。
•子育て援助活動支援事業(子育てサポートセンター)	協力会員の減少により、利用者のニーズに対応できない場合もあり、計画通りに実施には至りませんでした。
•妊婦健診事業	対象者全員に対して計画通りに実施することができました。
•乳幼児全戸訪問事業	対象者全員に対して計画通りに実施することができました。
•養育支援訪問事業	支援が必要な家庭に対して計画通りに実施することができました。

## 第3章 子育て支援の基本理念と基本視点

### 1. 基本理念

子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わっている現在、安心して子どもを産むことができ、集団の中で子どもを育てることができるよう、また家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会を始め社会全体で支援していく新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

本計画では、第1期の「清里町子育て支援事業計画」で掲げた基本理念を引き継ぎ、父母をはじめとした保護者や子どもたちを取り巻く地域にその責務があることを前提に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、『子どもの最善の利益』が実現される地域社会が形成されることを基本理念とします。

### 2. 基本視点

清里町は、次の2つの視点に基づき施策の推進を図ります。

#### (1) 安心して子どもを産み育てることのできる子育て支援対策の充実

経済的負担の軽減を図り、定期健診を受診しやすい体制をつくと共に、妊娠中の不安を軽減できるような保健事業を実施し、安心して子どもを産み育てることができる体制をつくる必要があります。

特に、ひとり親家庭においては、経済的な支援を要する家庭が少なくないため、これらの状況を踏まえた支援が重要です。

特に初めての子育ては不安が大きく、新生児期から保育所や幼稚園に通所するまでの乳幼児期は子どもの発達が著しく、保護者の対応が子どもの発達に大きく影響する時期であり、きめ細かな支援が必要となります。

新生児訪問をはじめとし、各種健診や予防接種事業、健康相談や健康講座等の子育て支援と母子保健の視点から実施していきます。

#### (2) 地域全体で子育てを支援する体制や環境整備の促進

少子化や核家族化など子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変わってきており、社会全体で子ども・子育て支援を行うことが必要な時代です。

自治会、子ども会活動、少年団及び社会教育の活動などを通し直接子どもに支援するとともに、子育てしやすい環境を整備し、子育て世帯が利用できるサービスを充実させていくことが重要です。

また、近年においては、児童虐待やネグレクトなどの問題や、児童が被害にあう痛ましい事件等が全国的にも頻発しています。

これらの状況に陥らないように、日常からの注意喚起や意識啓発はもとより、住民自らが地域への関心をもち、児童のSOSに少しでも早く気づき、迅速に解決につながる環境づくりが求められています。

### 3. 施策の体系

#### 基本理念

父母をはじめとした保護者や子どもたちを取り巻く地域にその責務があることを前提に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障し、『子どもの最善の利益』が実現される地域社会が形成されること

#### 基本視点

- 安心して子どもを産み育てることのできる子育て支援対策の充実
- 地域全体で子育てを支援する体制や環境整備の促進

#### 子育て施策の展開

##### 1. 母子保健事業

- (1) 乳幼児に対する母子保健の充実
- (2) 青年期を中心とした性教育の充実
- (3) 子育て支援事業

##### 2. 幼児期の教育・保育の事業

- (1) 幼児期の教育
- (2) 保育事業
- (3) 障がい、虐待が疑われる子どもへの支援
- (4) 子育て世帯への経済的支援
- (5) 認定こども園（検討）

##### 3. 学童を対象とした事業

- (1) 学童保育(放課後児童クラブ)の拡充
- (2) 子育て・家庭教育学習の推進
- (3) 学社連携・融合事業の充実
- (4) 子育て世代地域包括センターの設立

##### 4. 子どもの貧困対策事業

- (1) 教育の支援
- (2) 生活の支援
- (3) 経済的支援

## 第4章 子育て施策の展開

### 1. 母子保健事業

健康づくり計画との整合性を図りながら、妊娠期から青年期まで継続した子育て支援を実施していきます。

#### (1) 乳幼児に対する母子保健の充実

##### (ア) 妊婦に対する支援

妊婦健診に対する経済的な負担を軽減することを目的に、検診費用の公費負担を行います。また、母子健康手帳の交付時と妊娠中期の2回面接を実施し、妊娠中の不安の解消を図ります。

初めて親となる夫婦の交流と学習を通じて親となる意識を高め、出産と育児への関心と理解を深めるために、両親学級を年3回実施します。

##### (イ) 養育相談支援

###### ○ぴよぴよママのリフレッシュ事業

2か月から3か月の子どもを養育中の母親を対象として、子育て支援センターと連携し年6回実施します。

###### ○すくすく健康相談事業

子育て支援センターで、保育士と保健師や栄養士による子育て相談を年6回実施します。

###### ○乳幼児健診

「3～4か月」、「6～7か月」、「1歳6か月」、「2歳」、「3歳」の発達の節目における健診と保健指導や栄養指導、発達育児相談を実施し、育児における不安や悩みを解決出来るように支援していきます。

###### ○はじめてのお誕生会

11か月～1歳2か月の乳幼児を対象として、親子の触れ合いを中心として子どもの健康的な発達を支援するため、子育て支援センターで年6回実施します。

###### ○養育支援訪問事業

児童虐待を未然に防ぐため、各関係機関との連携を図り養育支援が必要な家庭に保健師や保育士による専門的な訪問支援を実施します。

###### ○乳幼児全戸訪問事業

全ての保護者が安心して子育てができるよう保健師による乳幼児の全戸訪問を実施していきます。

#### (2) 青年期を中心とした性教育の充実

不定期的な事業として必要に応じて随時実施していきます。

### (3) 子育て支援事業

#### (ア) 子育て支援センターでの事業展開

今後、子育て支援センターを中心として以下の事業を展開していきます。

事業名	概要	活動内容
育児相談事業	子育ての悩みや不安などをもつ親からの電話、来所による子育て相談を受けて、それらの育児不安の軽減を図る。	電話相談 月曜日～金曜日 来所相談 月・水・金（午後）
親子遊びの広場 センター自由開放 子育て講座	親子で遊びに参加することで、遊ばせ方や関わり方を学んでもらうとともに、情報交換と仲間づくりの場を提供する。	親子遊び広場（火・木週2回） 自由開放（週5回） イベント・子育て講座 （月1～2回）
おひさま広場	子どもの身体能力の向上のため外での遊びを推進する。	砂遊び 4回 水遊び 2回 雪遊び 3回 お散歩 1回 ピクニック 1回
父親支援推進事業	交流の場を提供することにより、子育てに関心をもってもらうため、一緒に遊ぶ楽しさや、遊び方を知らせていく。	『パパと遊ぼう』土曜日開放 （年6回）
育児不安軽減事業	母子保健との連携により、孤立化する子育て家庭に対して早期に関わりを持ち、育児不安の軽減を図る。	すくすく健康相談（身体測定・年6回） 1歳児の栄養指導・歯の指導 びよびよママのリフレッシュ 乳幼児健診参加・同級生会 家庭訪問（保健師・保育士）
保育所交流事業	異年齢と触れ合うことにより、経験の幅を広げ発達促進を図るとともに、乳幼児に関わる機会が少ない親世代に対して、さまざまな年齢の発達過程を経験してもらう機会とする。	イベントでの交流 （センター夏祭り・クリスマス会など）

事業名	概要	活動内容
子育てボランティア育成事業	現在の子育て状況を把握してもらい、地域全体で子育てしていくとともに、個々の目的や能力を活かしたボランティア活動の場の提供をする。	子育て支援センター行事託児（主に自治会女性部連絡協議会及び個人ボランティアが協力）
地域支援事業	事情がありセンターに出向いて来られない親子などに、地域に出向いて親子遊びなどの活動・子育て相談を行う。	緑・札弦親子遊び（年7回）
地域交流事業	育児支援や地域に伝わる伝統芸能・文化の伝授などを通して、地域との交流を図り、地域全体で育児サポートしていく。	子ども農園参加・子育て講座（地域のボランティア子育て支援団体）講師依頼と参加・初任者研修受け入れ・体験学習（高校生など）
地域への保育資源の情報提供	子育て支援センターの様子や子育てに役立つ色々な情報を発信し、子育て支援に関心をもってもらう。	きよさと広報・ホームページ掲載 たんぽぽ通信（毎月）手作りお誕生カード配布（1歳児のみ）
子育てサークル	親同士が子育てに関する情報交換や相互協力を行い、子どものお友達作りを行う。	子育てサークルの活動状況の把握に努め、活動の場の提供や活動内容の支援
子育てサポート事業	子育て援助を受けたい方（依頼会員）と子育て援助が行える方（協力会員）が、地域の中で会員組織により子育ての相互援助活動を実施する。	長期預かり託児者及び短期預かり託児者の把握と紹介（登録者照会：会員制）

#### （イ）地域での事業展開

地域の各種団体による事業に対し、協力・支援を行っていきます。

## 2. 幼児期の教育・保育の事業

就学前の子どもが通う施設として幼稚園と保育所があります。幼稚園は3歳から小学校就学までの子どもを対象に教育を行う学校教育施設で、保育所は保護者の就労や病気等により、日中子育てができない場合に子どもを保育する児童福祉施設です。就学前における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を担う重要なものです。今後も子どもたちの健やかな成長のために良好な環境を整備しています。

### (1) 幼児期の教育

幼稚園は「子ども・子育て支援新制度」に参入し子育て支援給付を受ける幼稚園と、従来通りの運営を継続する幼稚園とに分かれています。

麻園学園清里やまと幼稚園については、今後「子ども・子育て支援新制度」への移行も検討しながら運営を継続し、満3歳以上の子どもの教育や預かり保育を実施していきます。

### (2) 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況等に関わらず、どの子どもも教育・保育を一体的に受けることができる他、園に通っていない子どもの保護者も子育て相談や交流の場などに参加することができます。現在実施はしていませんが、今後は施設、設備などの状況を踏まえ、子どもたちの健やかな成長と、子育て支援の充実のため、令和2年度より本格的に開設に向けた準備を進めていきます。

また、そのためには私立幼稚園、教育委員会、町が相互に連携することができる体制を整備することが必要であり、将来的に幼保一元化に向けた円滑な事務の実施が可能な体制を構築していきます。

### (3) 保育事業

#### (ア) 保育時間の拡大

「子ども・子育て支援新制度」において、保育を必要とする時間に応じ「保育標準時間 最長 11 時間」及び「保育短時間 最長 8 時間」の保育を実施していきます。

#### (イ) 低年齢保育の拡充

従来より入所受け入れ年齢の引き下げが課題でしたが、平成 26 年 9 月より 1 歳 6 か月児の受け入れを開始しました。ニーズ調査による 0 歳児からの保育入所の希望においては、今後、幼保一元化を検討する中での課題とし、まずは既存のファミリーサポートセンター事業の充実を図り、受け入れを目指していきます。

#### (ウ) 時間外保育

保育標準時間 11 時間の開所を超えた延長保育の実施においては、保護者の労働条件の多様化に伴う需要が増加するものと考え、保育士確保、勤務体制等を整え今後も継続実施していきます。

#### (エ) 年齢別保育

保育所は子どもたちが初めて家庭から離れ、集団生活を送る場所になります。一人ひとりの子どもたちが、遊びを通して友達との関係を育み成長していくことができるように、年齢や育ちにあった保育を進めていきます。

#### (オ) 病児保育、病後児保育、障がい児保育

幼保一元化による認定こども園の検討の中で、ニーズや課題を洗い出し、実施できるかを含め検討していきます。

#### (カ) 幼稚園、保育所の地域活動

「子ども農園」、「老人福祉施設の慰問」など、地域の人々とのさまざまな触れ合いや交流を通じ、相互の理解を深め、敬愛の心が育まれるよう地域との交流を促進します。

#### (キ) 幼稚園、保育所、小学校間の連携・交流

幼児期からの保育や教育のあり方について、相互理解を深めるとともに共通の課題について協議を行ったり、幼稚園、保育所における就学前子どもの交流を図るなど、小学校への円滑な接続が行えるようにします。

#### (4) 障がい、虐待が疑われる子どもへの支援、

保育を必要とする心身に障がいのある子ども、または配慮を必要とする子どもに対し保健師、保育士及び関係機関との連携を図り早期発見、早期対応を行っていきます。また、北見児童相談所や斜里地域子ども通園センターによる発達相談、発達検査の継続実施を行います。

#### (5) 子育て世帯への経済的支援

子育て支援医療費助成事業、遠距離補助事業、斜里地域子ども通園センター通園費補助、給食費補助事業について、子育て世帯への負担軽減のため今後も継続して実施していきます。

また、国の幼児教育・保育無償化により、3歳以上の保育料が無償となりましたが、国の無償化対象外の子どもの保育料について、町独自の新たな経済的支援として、従来の子育て支援保育料補助事業の拡充により無償化となるよう、令和2年度より補助を行っていきます。

### 3. 学童を対象とした事業

#### (1) 学童保育(放課後児童クラブ)の拡充

共働き家庭等の児童の遊び、生活の場を確保するとともに、次世代を担う人材を育成する観点から、国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの拡充を図ります。

児童福祉法の改正による対象児童の拡大(小学校3年生までの対象が、小学校6年生までに拡大)については、活動スペースの拡大等により、平成27年度から対応していますが、今後も支援員等の確保・育成、保護者のニーズを踏まえた

必要なサービスの充実に努めます。

## (2) 子育て・家庭教育学習の推進

幼児・家庭教育については、豊かな感性を持ち健やかに成長するための環境づくりに努め、家庭や地域、保育所・幼稚園、子育て支援センター、学校が連携した教育活動に努めます。

さらに、子どもたちのより良い発達の基盤となる家庭教育環境の充実に努めるため、PTA活動への支援や「子育てを考えるつどい」を開催するとともに、家庭教育や子育てに関する不安や悩みを解消するため、「教育支援（子育て支援）専門員による教育相談」を実施しています。また、関係機関、団体との連携により、様々な体験活動を通じて心身の成長をはぐくむ「きよさと子ども塾」や「たいけん・はっけんスクール」等を実施しています。

今後も家庭教育支援につながる講演会・学習会・交流会などの学習機会や体験活動、情報の提供を図ります。

## (3) 学社連携・融合事業の充実

次世代の担い手である子どもたちは、活気あふれた学校生活を送り、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、個性豊かに生きる力を伸ばすことが必要です。学校教育と社会教育が一体となって、それぞれの教育機能を相乗的に発揮し、学校だけでは成し得ない創造的教育を展開させ、子どもたちに地域資源を活用した様々な自然・生活体験活動を提供することにより、自ら学び、自ら考え、行動できる心豊かな人間性など、子どもたちの「生きる力」の育成を図ります。

## (4) 子育て世代地域包括センターの設立

保育に必要な相談・支援と一元化し、小・中・高の各学校と連携し、本町のすべての児童に対応できる体制が必要ですが、就学後は各学校に任せているのが実態となっています。本町の資源だけでは難しい就労支援から一般就労に向け、本人及び保護者の相談からつないでいく体制整備を図ります。

## 5. 子どもの貧困対策に関わる事業

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、関係機関と連携しながら、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

### (1) 教育の支援

- (ア) 各種検定料補助
- (イ) クラブ活動費補助
- (ウ) 学習支援（夏季休業・冬季休業に合わせた学習サポート）

### (2) 生活の支援

- (ア) 子どものいる世帯からの相談業務
- (イ) 子育て情報の発信
- (ウ) 関係機関と連携した支援体制の整備

### (3) 経済的支援

- (ア) 子どものいる世帯、ひとり親家庭への経済的支援  
（生活保護、子育て支援医療費扶助、インフルエンザ予防接種費用助成、母子父子寡婦福祉資金貸付、就学援助、給食費補助、清里高等学校総合支援対策）

## 第5章 計画の目標値等

### 1. 教育・保育の提供区域の設定

#### (1) 区域の設定

教育・保育提供区域とは計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施する区域の設定です。

#### (2) 区域設定の考え方

目的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施しようとする提供体制の確保を決定する単位としての区域設定
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より移動することが可能な区域

#### (3) 清里町における区域設定

本町における地理的条件、人口、教育・保育を提供するための施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、全町を『一単位』とする区域を設定します。

### 2. 教育・保育、地域子ども子育て支援事業の量の推計の考え方

子ども・子育て支援事業計画では、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

#### (1) 「量の見込み」の算出方法

量の見込みの算出にあたっては、国が示す手引きに従い、保護者に対する利用希望把握調査等（以下、「ニーズ調査」）の結果から、就労状況や希望を踏まえた潜在的な「家庭類型」に分類し、推計児童数に乗じて家庭類型別児童数を算出したうえで、各家庭類型におけるサービス利用意向率を乗じて算出します。

◆家庭類型の種類

家庭類型	父母の有無と就労状況
A	ひとり親家庭
B	フルタイム×フルタイム
C	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 120 時間以上+48~120 時間の一部)
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月 48 時間未満+48 時間~120 時間の一部)
D	専業主婦（主夫）
E	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月 120 時間以上+48~120 時間の一部)
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月 48 時間未満+48~120 時間の一部)
F	無業×無業

※就労の下限時間である48時間の時間設定は48から64時間の間で市町村が定める時間であり、清里町は48時間とした。

(2) 量の見込み（ニーズ量）を算定する事業

下表の全ての事業について、全国共通の基準に基づき、量の見込み（ニーズ量）の算定を行います。

◆教育・保育の量の見込み

対象事業		認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定	認定こども園、 幼稚園	1号認定 3~5歳
2	保育認定①幼児期の学校教育の利用希望が強い	幼稚園	2号認定 3~5歳
3	保育認定②	認定こども園、 保育所	
4	保育認定③	認定こども園、 保育所、地域型 保育	3号認定 0歳、1・2歳

◆地域子ども・子育て支援事業量の見込み

対象事業		
1	時間外保育事業	0～5 歳
2	放課後児童健全育成事業（学童保育）	1～6 年生
3	子育て短期支援事業	0～18 歳
4	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	0～2 歳
	一時預かり事業	
5	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	3～5 歳
	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外	0～5 歳
6	病児・病後児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
7	子育て援助活動支援事業 （子育てサポートセンター）	0～5 歳、1～6 年生
8	利用者支援事業	0～5 歳、1～6 年生
9	妊婦健診事業	
10	乳幼児全戸訪問事業	0 歳
11	養育支援訪問事業	

※基本指針により事業の対象者の実人数等を見込むこととされている事業（妊婦健診事業、乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業）については、ニーズ調査によらず実績値等から算出した値を「量の見込み」とします。

（3）推計児童数（令和2年度から6年度）

○推計の方法

各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法（コーホート変化率法）を用い推計しました。

## ◆推計児童数

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	21	20	20	21	22
1歳	21	19	18	18	19
2歳	20	19	17	16	16
3歳	22	21	20	18	17
4歳	27	22	21	20	18
5歳	28	26	21	21	20
0～5歳合計	139	127	117	114	112
6歳	28	28	26	21	21
7歳	31	28	28	26	21
8歳	42	31	28	28	26
9歳	37	42	31	28	28
10歳	35	37	42	31	28
11歳	33	37	39	44	32
6～11歳合計	206	203	194	178	156
12歳	34	33	37	39	44
13歳	35	34	33	37	39
14歳	30	35	34	33	37
15歳	26	29	34	33	32
16歳	33	24	27	32	31
17歳	33	32	23	26	31
12～17歳合計	191	187	188	200	214
合計	1,072	1,034	998	984	964

## ◆推計児童数

(人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳合計	345	330	311	292	268

◆各年度 0 歳から 11 歳の人口

(人)

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	31	28	30	25	24
1 歳	34	30	28	30	23
2 歳	41	32	28	30	27
3 歳	38	45	29	30	31
4 歳	35	38	42	31	29
5 歳	31	36	38	44	31
0～5 歳合計	210	209	195	190	165
6 歳	34	30	36	39	44
7 歳	34	34	30	36	38
8 歳	33	35	32	32	35
9 歳	28	32	35	33	32
10 歳	35	26	29	34	33
11 歳	37	33	27	30	35
6～11 歳合計	201	190	189	204	217
合計	411	399	384	394	382

※各年 4 月 1 日現在住民基本台帳による推計値

### 3. 教育・保育及び地域型保育の量の見込みと提供体制の確保内容とその実施時期

◆ 1 号（認定こども園又は幼稚園）3～5 歳

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（実利用者数）	49	59	51	50	41
1 号認定	15	17	15	15	12
2 号認定	34	42	36	35	29
確保の内容					
確認を受けない幼稚園	70	70	70	70	70
過不足	21	11	19	20	29

※量の見込みのうち 2 号の人数については、保育が必要な家庭に分類されるが、幼稚園の利用希望が強いと思われる人。

◆2号（認定こども園又は保育所）3～5歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実利用者数）	55	60	58	55	50
確保の内容					
町立保育所	102	102	102	102	102
過不足	47	42	44	47	52

◆3号（認定こども園・保育所・地域型保育）1・2歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実利用者数）	18	18	18	18	18
確保の内容					
町立保育所	20	20	20	20	20
過不足	2	2	2	2	2

※1 認定こども園には、幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型があります。

※2 地域型保育には、家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育があります。

◆3号（認定こども園・保育所・地域型保育）0歳

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実利用者数）	0	0	0	3	3
確保の内容					
地域型保育 （家庭的保育事業）	0	0	0	3	3
過不足	0	0	0	0	0

#### 4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容とその実施時期

##### （1）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間を超えて延長して保育を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実利用者数）	2	2	2	2	2
確保の内容					
地域型保育 （町立保育所）	2	2	2	2	2

### 【今後の方向性】

平成27年度より時間外保育の体制を整え、通常の保育時間（保育標準時間）を7時半から18時半に設定し、19時までの30分の時間外保育について実施しています。今後も継続実施していきます。

## （2）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（月延べ利用者数）	255	245	237	237	242
確保の内容					
地域型保育（清里町子育て支援センター）	300	300	300	300	300

### 【今後の方向性】

これまでも、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取組としてその拡充を図ってきました。子育て世代包括支援センターの実施に向けて検討するとともに、今後も保健師、保育士等と連携しながら事業内容の拡充を図っていきます。

## （3）子育て援助活動支援（子育てサポート）事業（就学児）

児童の預かり等の援助を希望する会員と、当該援助を行うことを希望する会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ利用者数）	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

今後もニーズの把握に努めていきます。

#### (4) 一時預かり事業（幼稚園在園児）

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望者を対象に実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ利用者数）	4,608	3,672	3,456	3,636	3,096
1号認定	288	252	216	216	216
2号認定	4,320	3,420	3,420	3,420	2,880
確保の内容					
確認をうけない幼稚園の私学助成	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200

※量の見込みのうち2号の人数については、保育が必要な家庭に分類されるが、幼稚園の利用希望が強いと思われる人。

##### 【今後の方向性】

子ども子育て支援給付に係る確認を受けない幼稚園が従来どおり私学助成（学校法人に限る）により実施する預かり保育を継続していきます。

#### (5) 一時預かり事業（在園児・就学児以外）

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ利用者数）	72	72	72	72	72
確保の内容（子育てサポートセンター）	300	300	300	300	300

##### 【今後の方向性】

子育てサポートセンター事業での支援体制の充足を図るため、引き続き協力会員の確保を図っていきます。

#### (6) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ利用者数）	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

今後もニーズの把握に努め、既存の子育てサポートセンター事業の強化を図り、病児の支援体制を検討していきます。

## (7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ及びトワイライトステイ）です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ利用者数）	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0

### 【今後の方向性】

今後もニーズの把握に努めていきます。

## (8) 放課後児童健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や長期休業中等、支援員（指導員）等の指導の下、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

平成26年度までは、小学校3年生までを対象としていましたが、児童福祉法の改正により、小学校6年生までに対象が拡大されました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間実利用数）	152	141	132	125	118
低学年	107	96	82	75	68
高学年	45	45	50	50	50
確保の内容	160	160	150	150	150

※低学年は1～3年生、高学年は4～6年生をいう

### 【今後の方向性】

対象学年拡大に伴う高学年児童の受け入れについては、施設環境の充実を図り、今後も、支援員の確保に努め、利用児童の居場所づくりのため、継続して実施していきます。

### (9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握や助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（推計年間出生数）	25	25	25	25	25
確保の内容（町保健師が訪問実施）	25	25	25	25	25

#### 【今後の方向性】

今後も新生児訪問指導等と併せて、全ての保護者が安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、全戸訪問を継続して実施していきます。

### (10) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（実対象者数）	2	2	2	2	2
確保の内容（保健師等による訪問支援）	2	2	2	2	2

#### 【今後の方向性】

今後も各関係機関との連携を図り、必要に応じて保健師・保育士による専門的相談支援を実施していきます。

### (11) 妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康増進や妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（年間延べ回数）	350	350	350	350	350
確保の内容（妊婦1人につき14回を上限）	350	350	350	350	350

#### 【今後の方向性】

今後も妊婦の疾病等の早期発見や早期治療を目的とし、母子ともに安全安心な出産を目指します。

## (12) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう身近な実施場所で情報提供を行い必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

### 【今後の方向性】

既存の子育て支援拠点事業（子育て支援センター）で行っている相談支援等の強化を図りながら、事業の必要性を検証していきます。

## (13) その他の事業

以下の事業は「子ども・子育て支援新制度」において目標値の設定が必要とされておらず、今後必要に応じて検討していく事業です。

### ○実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

### ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育事業等の拡大を図る事業。

## 5. 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供の推進

### (1) 認定こども園の開設に係る基本的な考え方

第2期計画においては、地域の教育・保育及び子育て支援の質の向上に資するため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を推進することとします。具体的には、専任職員を配置し、認定こども園開設に向けた準備を進めます。

### (2) 幼稚園教諭、保育士の合同研修に対する支援

勤務体制や勤務時間等の違いなど、幼稚園教諭、保育士の合同研修は難しい側面がありますが、教育・保育の質の向上に向けて、より多くの研修機会が確保できるよう、町が支援に努めます。

### (3) 幼稚園、保育所と小学校等との連携

本町の幼稚園、保育所、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

## 6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 令和元年 10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴って、新制度未移行幼稚園の保育料、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、当該給付をはじめとした幼児教育・保育の無償化の主たる目的である、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、対象施設と連携を図り、適正な給付を行うとともに、必要に応じ、保護者の利便性向上等を図るための事務手続きについて検討します。

また、子育てのための施設等利用給付の対象施設である、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、その後の運営状況の把握などについては、認可権限や指導監督権限を持つ道と常に連携しながら、特定子ども・子育て支援施設等の情報を共有し、保育の質の向上が図られるよう働きかけます。

## ○清里町健康・子育て計画策定審議委員会委員名簿

関係機関・団体等名称	氏名	備考
清里小学校校長	平野 真奈美	学校等関係者
清里中学校校長	仲野 寿浩	学校等関係者
清里やまと幼稚園園長	河股 岳志	学校等関係者
清里保育所親の会会長	田村 絵利	保護者
札弦保育所親の会会長	植田 いつみ	保護者
清里やまと幼稚園PTA会長	岩崎 護	保護者
清里町社会教育委員長	柳谷 克彦	関係団体
清里町健康づくり推進協議会会長	樫村 初雄	関係団体
清里町スポーツ推進委員会委員長	浅野 智樹	関係団体
歯科医師	廣川 禎志	医療関係者
医師	齋藤 浩記	医療関係者
公募委員	甲斐 睦美	

## ○子ども・子育て支援事業計画策定協議の状況

開催日	内容
平成31年 3月	○子育てに関するアンケート、生活実態に関するアンケート
随時	○保護者への意見聞き取り
令和2年 3月	○第2期計画（素案）について、関係各所と協議
令和2年 3月	○第2期計画（案）について、各委員へ説明報告

※ 本計画については、令和元年度中の策定を見込んでいた計画ではありますが、令和2年当初に発生した新型コロナウイルス感染症対策により、最終的な協議が十分に図れなかった部分もございます。

つきましては、令和2年度中に中間見直し予定の「健康づくり計画」等の場を活用しながら検討を図り、更なる深化を進めてまいります。